

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

原 告 阿部宣男

被 告 松崎 参

## 証 抱 説 明 書 (9)

平成28年8月18日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎

同

小田川 綾音

同

高井 信也

同

中島 広勝

同

永里 桂太郎

同

細川 潔

同

本田 麻奈弥

同

山下 優子

同

渡邊 彰

甲号 証	標　目	原／ 写	作成 年月日	作成者	立　証　趣　旨
142	特定外来生物の飼養等に関する書類	写	平成 27 年 (2015 年) 10 月 9 日	板橋区	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 5 条 1 項に定める「学術研究の目的」で、平成 20 年 3 月 21 日、板橋区ではホタル館におけるセイヨウオオマルハナバチの飼養の許可を関東地方環境事務所から取得し、さらに、平成 28 年 2 月当時その更新の手続きが被告内において取られていること。この特定外来生物の飼養等に関する許可は、まさに、ホタル館においてクロマルハナバチの飼育がホタルと直接関連しなくとも学術研究として公認されていた事実
143	別件訴訟（平成 26 年（行ウ）第 256 号懲戒処分取り消し訴訟生旧事件）の原告準備書面（6）	写	平成 28 年 (2016 年) 6 月 16 日	原告	ホタル館では、国及び自治体、大学等の研究機関その他から、クロマルハナバチに関連する視察が頻繁にあったこと及びその一覧。 ホタル館が学術研究や、農業分野への活用や事業化のために意義があるものとして高い評価を受け、広く認知されていたこと
144	事情聴取調書	写	平成 26 年 (2014 年) 3 月 5 日	板橋区	ホタル館所管課の原告の上司であった川平係長（当時）は、事情聴取において、能登町のクロマルハナバチ飼育販売事業のためにイノリーワーク企画が女王峰を供給しており、それによってホタル館で使用する資材を減らし、板橋区が 3 年間で 800 万円の利益を得たという原告の主張について、「確かに、資材は減らしていった（中略）現場で話し合って（中略）減らした」等と回答していること

145	議事録抜粋報告書	写	平成 28 年 (2016 年) 5 月 2 日	原告代理人	平成 24 年 10 月 31 日の決算調査と区別委員会でのはぎわら洋一板橋区議会議員からの「板橋区ホタルの生態館の役割」に関する質問に対する、ホタル館所管課である資源環境部大迫部長(当時)のクロマルハナバチに関する答弁について板橋区は、クロマルハナバチについて、その飼育のみならず、その生態や繁殖技術の研究開発を行っており、板橋区の経費削減にも寄与していることや、その研究開発の意義は生態系の維持等に関わり、将来農業分野における有効活用できるのではと構想ついて述べていること、板橋区が板橋区議会において、板橋区としてホタル再生事業に取り組んでいる旨を述べていること等
146	板橋区本議会議事録(2014年3月7日第1回定例会抜粋)	写	平成 28 年 (2016 年) 7 月	同上	被告が、「能登町の事業に原告が独断で関わったこと」を示す根拠として挙げる平成 26 年 3 月 7 日の板橋区議会本会議での板橋区坂本区長答弁について被告が、坂本区長の答弁を歪曲して主張していること
147	陳述書	写	平成 27 年 (2015 年) 12 月 26 日	駒野いづみ	イノリー企画の立ち上げの経緯及びイノリー企画がクロマルハナバチ事業に関与することになった経緯及びその際に作成された文書(乙6, 乙7)等について
148	陳述書	写	平成 28 年 (2016 年) 6 月 14 日	同上	同上
149	陳述書	写	平成 27 年 (2015 年) 12 月 23 日	田原義昭	能登町におけるクロマルハナバチ事業の内容と板橋区・原告との関係、さらにはイノリー企画に女王蜂の供給業者が変更になった経緯及びその際に作成された文書(乙6, 乙7)の意味について原告が能登町を騙す詐欺を行ったという被告の主張は事実と異なること
150	一時使用目的の達物貸借契約書	写	平成 23 年 (2015 年) 5 月 14 日	ビル開発㈱・駒野いづみ	イノリー企画が、板橋区成増に、ハチの飼育する場所を貸借したこと
151	給与支払事務所等の開設届出書・所得税(消費税)の納税額の移動に関する届出書	写	平成 23 年 (2011 年) 5 月 1 日	税理士竹内絢子	イノリー企画が、平成 23 年 5 月 1 日、納税地を董施設の住所から横浜市(駒野氏の自宅)に異動したこと
152	ホタル飼育施設の技術支援実績	写	不明	板橋区	板橋区が特許許諾契約を締結して、ホタル再生事業を行った箇所、これに含まれない場所についても、ホタル再生事業を行っていること

153	議会参加者名簿	写	平成 22 年 ～24 年	板橋区	被告が、平成 22 年 11 月 1 日に開かれた決算調査特別委員会、平成 23 年 3 月 17 日に開かれた予算審査特別委員会、平成 24 年 10 月 31 日に開かれた決算調査特別委員会に参加しており、これらの委員会で板橋区が他の自治体等でホタル再生事業に取り組んでいると発言していたこと及び又は議員による板橋区がホタル再生事業に取り組んでいる旨の発言をその場で聴いており、当時ホタル再生事業は板橋区の事業として行われていたという事実を認識していた又は認識したこと等
-----	---------	---	------------------	-----	---

以上